

在宅介護支援センターがオープンしました



高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられるよう、高齢者の総合相談に応じる機関として、3月に開設した幸町の介護老人保健施設「ケア東久留米」内に東久留米市在宅介護支援センターがオープンしました。

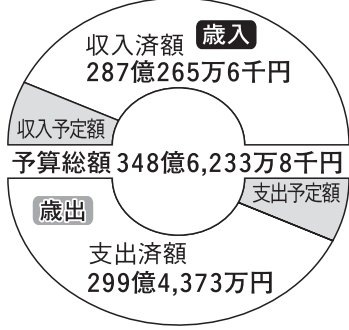
在宅介護支援センターでは、市内3カ所の地域包括支援センターとも連携しながら、高齢者の在宅介護の相談に応じます。

詳しくは介護福祉課介護サービス係（内線2553～2557）へ。

東久留米市在宅介護支援センター

所在地	幸町3-11-10 介護老人保健施設「ケア東久留米」内
電話番号	479・0800

一般会計
 予算総額に対する執行率はいずれも19年3月末日現在のものです。1年間の決算は、現金の未収・未払いの整理を行うために設けられている「出納整理期間（19年4月1日～5月31日）」後に確定します。



市債の状況
 （19年3月末日現残高）
 道路、公園の整備や公共施設の建設など、将来その施設から借入れを行っています。

市では、市民の皆さんに市政を考える上での参考にさせていただくため、年2回、市の財政状況を公表しています。今回は平成18年度（18年4月1日～19年3月31日）の予算・基金・市債の現在高、財産の状況などについてお知らせします。

平成18年度 市の財政状況を公表します

ている市税のほか、国や都からの支出金などによって構成されています。

市民一人当たりの市税負担額 14万3千円
 一世帯当たりの市税負担額 33万5千円

基金の状況

（19年3月末日現在高）
 基金は、家計でいえば「貯金」に当たるものです。多額の資金が必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら目的ごとに積み立てています。

基金現在高 37億3379万7千円

財政調整基金 17億3943万2千円
 その他の基金 19億9436万5千円

老人保健の高額医療費を払い戻します

入された金融機関（郵便局を除く）の口座に振り込みます。

自己負担限度額（月額）

所得区分	本人負担額	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯）
現役並みの所得がある方	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その1%を加算（多数該当の場合は44,400円）
一般の方	12,000円	44,400円
低所得の方（市民税非課税世帯等）	8,000円	24,600円 15,000円

市民負担の状況

市の財源は、皆さんが納め

市債残高 465億8038万円
 一般会計 275億175万円
 下水道事業特別会計 190億7863万円

一般会計
 予算総額 348億6,233万8千円
 当初予算は337億5,300万円でしたが、4回の補正を行いました。
 （歳入）収入済額 287億265万6千円（収入率 82.3%）
 （歳出）支出済額 299億4,373万円（執行率 85.9%）

国民健康保険特別会計
 予算総額 109億4,073万2千円
 （歳入）収入済額 97億5,438万8千円（収入率 89.2%）
 （歳出）支出済額 97億5,572万2千円（執行率 89.2%）

老人保健特別会計
 予算総額 75億3,935万4千円
 （歳入）収入済額 63億8,467万3千円（収入率 84.7%）
 （歳出）支出済額 62億2,721万7千円（執行率 82.6%）

介護保険特別会計
 予算総額 46億1,170万2千円
 （歳入）収入済額 41億7,704万4千円（収入率 90.6%）
 （歳出）支出済額 39億8,501万5千円（執行率 86.4%）

下水道事業特別会計
 予算総額 34億2,477万5千円
 （歳入）収入済額 21億4,941万3千円（収入率 63.2%）
 （歳出）支出済額 30億2,789万1千円（執行率 89.0%）

受託水道事業特別会計
 予算総額 4億3,089万5千円
 （歳入）収入済額 3億9,833万5千円（収入率 92.4%）
 （歳出）支出済額 3億6,019万9千円（執行率 83.6%）

生活に困っている方の介護保険サービスの利用者負担の軽減について

低所得で特に生計が困難であり、次の要件を全て満たす方は、申請し承認を得ると、介護サービスの利用者負担を軽減できる制度があります。

【対象者】住民税非課税世帯で年間収入が、一人世帯の場合150万円（世帯員が1人増えること）50万円を加えた額）以下であること

世帯の預貯金等の額が、一人世帯の場合は350万円（世帯員が1人増えること）100万円を加えた額）以下であること

日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

負担能力のある親族等に扶養されていないこと

介護保険料を滞納していないこと

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。訪問介護については、障害者ホームヘルプサービスの利用者に対する支援措置を受けている方、生活保護を受けている方、特養旧措置入所者で利用者負担が5%以下の方（ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については対象）

なお、税制改正の影響により一定の要件を満たす場合、経過措置が講じられます。対象になると思われる方は介護福祉課（市役所1階）にご相談ください。

対象サービス・手続き方法など詳しくは同課介護サービス係内線2501、2502へ。

第2回 市議会定例会を開催中

19年第2回定例会が6月8日（金）～27日（水）の20日間の日程で開催中です。今回の議会に上程された市長提出議案は次の通りです。

東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例、下水道条例の一部を改正する条例の4議案です。詳しくは議会事務局 ☎470・7789へ。

市発行の「暮らしのしおり」に掲載する広告主を募集!

市内に転入手続きをされた方へ配布している市役所の業務などを紹介した「暮らしのしおり」に広告を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

- 【発行部数】約4,000部
- 【掲載位置】しおり（A4サイズ）巻末
- 【掲載料金】全ページ=6万4,000円 2分の1ページ=3万2,000円 4分の1ページ=1万6,000円 8分の1ページ=8,000円

広告の版下は、市が指定する方法により広告主の負担で作成していただきます。

申し込みは6月29日（金）までに（消印有効）所定の申込書（市役所2階広報課にあります）に必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所広報課あて郵送を。電子メール（下記メールアドレス参照）、ファクス472・1131または直接同課へ持参も可。

申込書は市ホームページからも入手できます。詳しくは同課広報担当 ☎470・7708へ。

広報課メールアドレス
 koho@city.higashikurume.lg.jp

